

平成29年度 食品開発課 依頼試験手数料（税込）

（単位：円）

No.	条例	項目	単価
定性分析			
1	1	簡易なもの	1,000
2	2	一般的ななもの	1,920
3	3	特殊なもの	3,570
4	6	特殊機器による定性分析	6,910
5	6	特殊機器による定性分析 異物 赤外分光光度計	6,910
定量分析			
6	7	簡易なもの	2,330
7	7	灰分	2,330
8	7	酸度	2,330
9	7	エキス分	2,330
10	7	その他	2,330
10	8	一般的なもの	5,820
11	8	窒素	5,820
12	8	脂肪	5,820
13	8	炭水化物 繊維	5,820
14	8	炭水化物 全糖	5,820
15	8	炭水化物 還元糖	5,820
16	8	炭水化物 その他	5,820
17	8	ビタミンC	5,820
18	8	食塩塩分	5,820
19	8	無機成分	5,820
20	8	油脂 酸価	5,820
21	8	油脂 過酸化物価	5,820
22	8	油脂 その他	5,820
23	8	アミノ態窒素	5,820
24	8	アルコール	5,820
25	8	その他	5,820
25	10	特殊なもの	6,710

No.	条例	項目	単価
特殊機器による定量分析			
26	12	有機酸(ガス・液体)簡易なもの	14,550
27	12	糖(ガス・液体)簡易なもの	14,550
28	12	アミノ酸(ガス・液体)簡易なもの ※注1	14,550
29	12	K値の測定(ガス・液体)簡易なもの	14,550
30	19	脂肪酸分析 ※注1	14,690
31	12	ガス・液体クロマトグラフによる簡易なもの	14,550
32	13	ガス・液体クロマトグラフによる一般的なもの	29,280
33	14	ガス・液体クロマトグラフによる特殊なもの	63,700
34	20	微量成分分離分取高速システムによるもの	15,080
35	21	機能性成分高速分析XLCシステムによるもの	15,080
物理化学試験			
36	24	簡易なもの	1,040
37	24	糖度	1,040
38	24	比重（比重計による）	1,040
39	24	その他	1,040
39	25	一般的なもの	1,740
40	25	水分	1,740
41	25	水分活性	1,740
42	25	pH	1,740
43	25	比重	1,740
44	25	物性 引張り強度	1,740
45	25	物性 その他	1,740
46	25	顕微鏡試験 異物	1,740
47	25	顕微鏡試験 その他	1,740
48	25	その他	1,740
48	26	特殊なもの	3,570
49	27	テクスチャーアナライザ試験	6,360
50	30	破碎試験	5,440
51	31	精油抽出試験	6,190

No.	条例	項目	単価
食品保存試験(物理化学試験)			
52	32	一般的なもの	1,190
53	32	インキュベーターによる保存試験	1,190
54	33	特殊なもの	3,600
55	33	恒温恒湿器による保存試験	3,600
56	33	冷凍保存試験	3,600
		その他	3,600
微生物試験(物理化学試験)			
57	34	簡易なもの	1,620
58	34	顕微鏡検査	1,620
59	35	一般的なもの	3,580
60	35	その他	3,580
61	35	生菌数	3,580
62	35	真菌	3,580
63	35	酵母	3,580
64	35	カビ	3,580
65	35	大腸菌群 ※注2	3,580
66	35	その他	3,580
65	36	特殊なもの	7,320
異物分析(機械金属材料試験)			
66	57	エネルギー分散型X線分析(簡易)	7,410
前処理手数料			
67	102	アミノ酸分析前処理(遊離アミノ酸)、複雑	4,870
68	103	アミノ酸分析前処理(加水分解)、特殊	9,010
69	103	脂肪酸分析前処理、特殊	9,010
70	100	簡易なもの	970
71	101	一般的なもの	1,960
72	102	複雑なもの	4,870
73	103	特殊なもの	9,010
成績報告書の複本等			
74	117	複本	450
75	118	証明書	610
76	119	文献複写	450
証明書適用			
77	118	エネルギー(炭水化物含む)及び食塩相当量 ※注3	610

※項目の記載がない試験をご希望の方は、食品開発課までご相談ください。

※注1 前処理手数料(No.67~73)が別途必要になる場合があります。

※注2 デソキシコレート寒天培地による培養後の赤色の定型的集落を測定します。

※注3 No.6、10、11、39の分析が必要です。食塩相当量についてはNo.18の分析も必要です。これらの分析値から計算で求めた値を成績書に記載します。

注) 県外企業はこの表の単価の2倍になります。
平成29年4月1日現在

食品栄養成分表示 必須項目	No.6 灰分 No.10 窒素(タンパク質) No.11 脂肪 No.39 水分 No.77 エネルギー証明	} 5項目(4成分) ¥16,320	} 6項目(5成分) ¥22,140